

SMART ENERGY VOL.35

発行/2024年7月31日 発行者/未来環境エネルギー計画株式会社 〒771-0204 徳島県板野郡北島町鯛浜字川久保87番地1

2024年7月号のテーマは 【今年度が最終】太陽光で活用できる優遇税制について

今月は、今年度が最終年度となっている、太陽光発電で活用できる「優遇税制」を解説いたします。
決算対策などをお考えの企業様はぜひご検討ください！

中小企業が活用できる優遇税制 2 選

	中小企業経営強化税制	中小企業投資促進税制
期限	令和6年度末まで (2025年3月末)	令和6年度末まで (2025年3月末)
内容	100%即時償却 または 10%税額控除 (資本金3,000万円以上 1億円以下の法人は7%税額控除)	30%特別償却 または 7%税額控除 (資本金3,000万円超の法人は 税額控除なし)

<太陽光発電で制度を活用する場合の注意点>

- ✓ パネル等の各種製品は「新品」であること
- ✓ 全体の発電量のうち、50%以上が自家消費されていること（電気代削減に使用されること）
- ✓ 補助金を併用する場合は、補助金額を控除した金額が優遇税制の対象となること
- ✓ 2025年3月末までに「引渡し」されていること
(※実際に使用できる状態であること)



今後も電気代の高騰が続くと予想されます。今ある優遇税制制度をうまく活用して、お得に導入できます。
太陽光設置にご興味ございましたら、お気軽に弊社までお問い合わせください！



中小企業経営強化税制の償却イメージ

- 選べる「2つ」の優遇税制制度

初年度 **100%償却**

(利益処分に有効)



10%税額控除

(納税額減額)



※資本金3,000万円超 1億円以下の法人は7%となります

- 税額控除と即時償却、どちらがオトク？

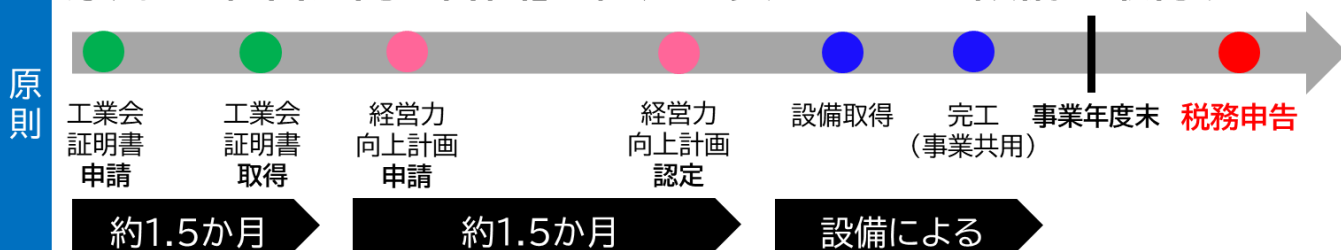
【例】取得価額1,000万円（うち対象額800万円） 実効税率32%とした場合

- 100%即時償却 … 800万円×即時償却100%×32% = **256万円**
- 10%税額控除 … 800万円×10% = **80万円**

取得初年度においては**即時償却が有利**の場合もありますが、翌年度以降償却がなくなるため、状況により選択してください。

導入までのスケジュール

原則は「経営力向上計画」の認定を受けてから、設備を取得する。



設備取得後に「経営力向上計画」を申請する場合



まずは「導入シミュレーション」を依頼しましょう！

本制度を活用するにあたり、初めに「導入効果」を確認しましょう。
弊社では、無料で効果シミュレーションの作成を実施しております。
お気軽にお問い合わせください。

